

商工共済ニュース

平成19年11月25日発行
(通巻472号)

中小企業と地域振興をもっとサポート

加入のご提案は12月が絶好のタイミングです！

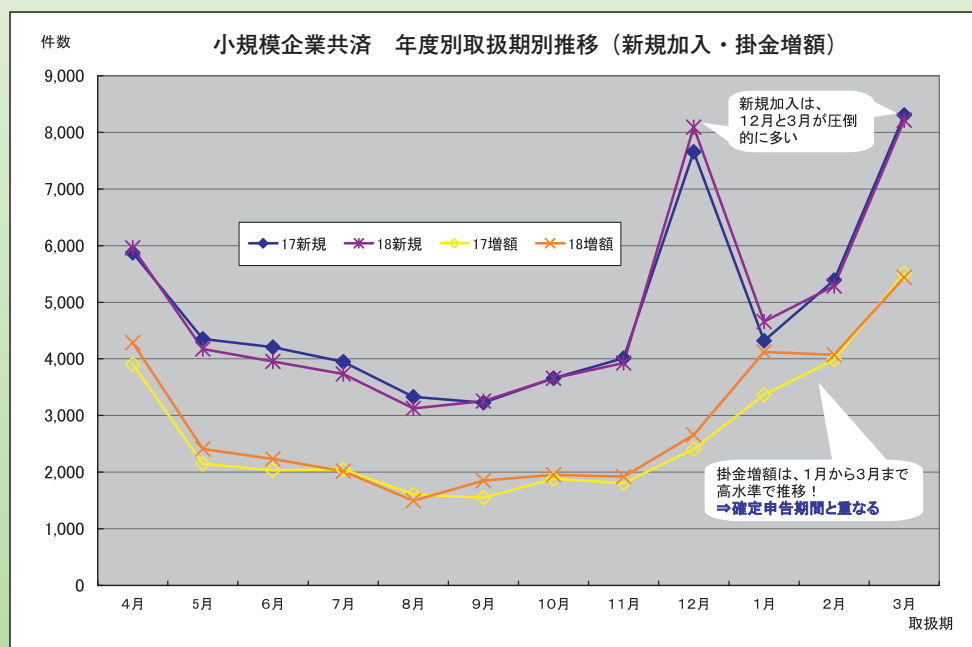
～小規模企業共済の税制上のメリットを生かす～

ご承知のとおり、小規模企業共済には税制上のメリット（掛金が全額所得控除）があります。会員、組合員、取引先など日ごろから小規模事業者と接する機会の多い委託機関では、これから始まる確定申告期間が、加入のご提案時期として絶好のタイミングであるにご理解いただき、引き続き加入促進にご協力お願いいたします。

図のとおり、新規加入の取扱件数は毎年12月と3月に集中しています。特に、12月中の加入については、加入申込時に1年分（平成19年12月～平成20年11月分）の掛金を納付することによって、平成19年分の確定申告で、その全額を支払った年の分の掛金として所得控除できます。これによって「課税される所得」が減り、所得税の軽減が図れますので、小規模事業者が間違いなくメリットを得られます。

もちろん、コツコツ将来の生活資金を確保していくことで、安心して事業活動に専念できるというこの制度本来の趣旨もお忘れなく！

また既契約者の掛金増額申込みは、図で見られるように1月から3月末までに取扱件数が集中しています。これは、確定申告期間中と重なっており、小規模事業者に対して確定申告に関する指導・相談業務を実施する委託機関が、毎年この期間中に業務の一環として小規模企業共済の掛金増額をご提案いただいている結果といえます。



掛金増額キャンペーン運動を実施します！

毎月無理なく納付できる掛金月額を設定しましょう！

中小機構では、委託機関のみなさんのご協力を得て、増額キャンペーン運動を実施いたします。各委託機関における既契約者の中で、掛金月額の増額申込み可能な方に対して、掛金増額のご提案に必要な資料「掛金月額変更（増額）申込書」、「掛金増額対象者リスト」等をご用意しております。ご希望の場合は、あらかじめ中小機構までお申し出ください。

いんたびゅー

現場にみる共済制度加入促進策

～小規模企業共済～

相次ぐ加入、マンツーマンの指導で築いた信用がベース 津青色申告会

三重県の津青色申告会が、小規模企業共済制度の取り扱いをスタートさせたのは、昨年8月のこと。この制度取り扱いでは、いわばニューカマーですが、これまでの新規加入件数の累計は50件超という好成績です。同会ご努力の結果ですが、同時にそれだけ制度に対する潜在ニーズがあるということにもなります。今回は、中長期の加入目標300件を掲げる同会に、瀧川昌博専務理事と事務局の山口洋子さんを訪ね、小規模企業共済加入促進の取り組みについてお聞きしました。

貴会が加入取り扱いを始めてから1年を経過しました。これまでの加入状況をお聞かせください。

[瀧川] 実際に動き出したのは、昨年秋以降でしたが、これまでの加入件数は、累計で51件です。制度には、節税効果はもちろん、低金利の中で金利がつくという大きなメリットがあります。これから来年の確定申告時までには、累計100件の加入を目標にしていますが、十分に達成できると思います。その後は、年に50件の純増ペースを目指し、最終的には300件まで数値を高めたいと思っています。

会のエリアは、一周するのに半日かかるほどの広域ですが、そこで日々の帳簿記帳から決算書作成まで、マンツーマンの指導を中心に活動しています。一方、会の事務所には、どなたでも自由に出入りできるオープンな形で、職員も同じレベルの指導ができる体制をとっています。これまでの加入実績は、これら個別指導で築かれた信用がベースとなっています。

共済制度の加入促進は、どのような方法を取られていますか。

[瀧川] パンフレットなどは単に配布するだけでなく、面談の機会をとらえて必ず説明させてもらっています。また、制度PRとして、毎月発行している会員向け広報誌を活用しています。本部から送付される会員誌に同封するかたちで、当会が独自につくった封筒サイズ一枚紙に、会の行事などを盛り込み、「青色情報」として会員に配布しています。「青色情報」の中に、小規模企業共済のPR記事を隔月で掲載しています。中小機構の方で、広報誌面の利用意向があれば、随時対応していきます。とにかく、会員・青色申告会にとっても、もう少し早く制度の取り扱いをしていればよかったとの思いを強くしています。

[山口] パンフレットの類は、送っているだけでは、なかなか読んでいただけません。それに制度全体の説明をすれば、それだけ時間がかかります。私どもでは、加入促進に当たって会員との日ごとのコミュニケーションをベースにしているのが強みです。

この制度の内容や加入申込みの手続きなどを会員の方に説明す



前列左から山口洋子、瀧川昌博、
後列左から若林弘子、中村曜、
三浦美佐子の皆さん

津青色申告会

設立は昭和28年2月、現在の会員数は、約2,500名。会には、総務、税制、指導、組織、広報、厚生 の6委員会があり、活動拠点として、16の地域支部と1つの職域支部が設けられている。業務は、主に確定申告書と消費税申告書の取りまとめなどの指導。

の中で、会員の質問にすぐに答えられないケースもあります。このような時は、すぐに中小機構中部支部の共済普及課で確認しておりますが、その対応が大変行き届いて助かっています。窓口対応では、よく「後ほど連絡します」とか、「いま担当者が不在」といったケースを聞きますが、そんなことをいってれば、せっかくの加入の機会を逃してしまいますよね。

中小機構に対するご意見・要望がありましたら。

[山口] まだまだ制度を知らない方が多いので、もっと効果的なPR方法を考えていただきたいです。また、会員が個人事業主なので、これからの税制改正の中でも個人事業主にとって有用な制度として、これを守っていただきたい。さらに、小規模企業者に目を向けた、あるいは時代のニーズにあった制度に育てていくことも必要と考えます。新しい情報提供も適宜お願いします。

[瀧川] これは、あくまで税制上の問題ですが、国として家族専従者の退職金のようなセーフティネット策を考えてほしいですね。会員のほとんどは、夫婦や親子が営んでいる零細企業ですが、そこで事業主一人しか救えないのは、いかにも残念です。

経営セーフティ共済レポート

建設業の倒産件数、前年同期比が増加傾向で推移

～取引先の突然の倒産から自社を守る～

中小機構では、負債額1千万円未満を含めた企業の倒産件数を毎月発表しています。図-Aの「全体・倒産件数」及び「建設業・倒産件数」の前年同月比の推移は、平成19年5月以降、確実にベースラインが上昇、増加基調が続いています。とくに、負債1億円未満や個人経営など小規模倒産の増加が、倒産件数を押し上げています。背景には、『今年6月の「改正建築基準法」施行により建築確認の長期化や手控えが頻発。この影響が建設業界だけでなく建材や鉄鋼などの周辺業界にも波及し、景況感を押し下げた。9月27日に民事再生手続を申立てた「みらい建設グループ」も、公共事業の削減による大幅な受注減に加え、低価格競争による収益悪化で資金繰りに行き詰まった。建設業界各社が直面する環境悪化を主要因として法的申請に追い込まれているだけに、今後、業界で第2、第3の大型倒産が発生する可能性も否定できない。【(株)帝国データバンク「全国企業倒産集計2007年9月報」から一部抜粋】などの事情が指摘されています。

図-Bは、経営セーフティ共済の加入企業の取引先倒産による共済金貸付件数の対前年同月比の推移を示しています。図-Aの倒産件数の推移とシンクロしているのが、はっきりと分かります。

これは、倒産状況に敏感に反応しているためと考えられ、セーフティネットとして一定の役割を果たしていることが改めて確認できそうです。建設業に限らず、中小・零細業者の業況をさらに悪化させるリスク要因を取り除くのは容易ではありません。それだけに自社のリスクマネジメントが重要となります。中小機構は、その対応として「経営セーフティ共済」を企業のお役に立てる有力な手段としてご提案いたします。

図-A 倒産件数の月別推移（建設業）
※負債額1千万円未満を含む

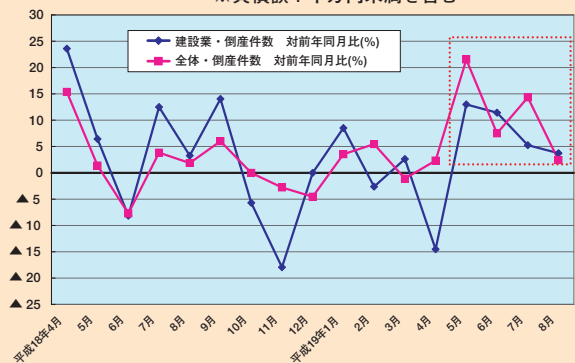
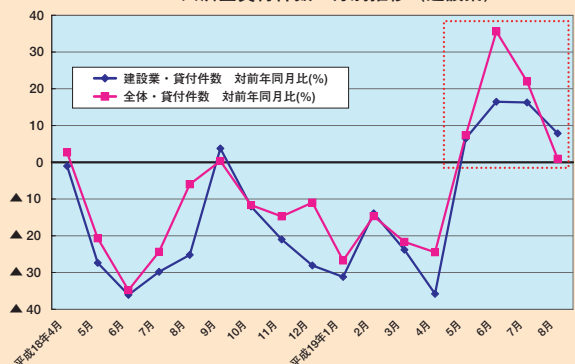


図-B 経営セーフティ共済
共済金貸付件数の月別推移（建設業）



Q&A 小規模企業共済の「掛金払込証明書」の発行について

Q 掛金の税法上の取り扱いについて教えてください。

A その年に納付した掛金（申込金を含む）は、税法上、小規模企業共済等掛金控除として、その年の課税対象となる所得金額から控除することができます。また、その年に掛金を前納した場合、前納期間が1年以内であれば、全額を所得金額から控除することができます。掛金は、契約者自身の所得からの納付となりますので、必要経費や損金には算入できません。

Q 掛金払込証明書は、どのように発行されますか。

A 契約者の方々には、11月中旬以降に、所得税の年末調整または確定申告の際に必要な掛金納付の証明書として、平成19年1月から9月までの掛金の納付状況を記載した「掛金払込証明書」をお送りしています。

年末調整または確定申告の際には、10月、11月、12月中に払込みの掛金額を加算し、前納減額金を差し引いた額を申告していただくこととなります。また、10月から12月までの間に新規に加入された方には、その年の「掛金払込証明書」は発行されませんので、申込時に発行された「領収書」を年末調整または確定申告の際に提出してください。

なお、必要に応じて口座振替をしている通帳の写し等の提出を求められる場合があります。

「掛金払込証明書」の例

契約年月	共済契約者番号 CD	掛金月額
H9年9月	9999999 99	10,000円
H19年9月まで払込済（払込継続中）		(A)
前納減額金		4,000円 (B)
備考	上記のほか、平成18年以前の払込掛金	2か月 (C)

(1) 納付金額
 (A) ……9か月分
 10～12月払込み……3か月分
 + (C) ……2か月分
 14か月分
 10,000円×14か月分＝140,000円

(2) 所得控除額
 (1)－(B)
 140,000円－4,000円＝136,000円

Q 掛金払込証明書の再発行はできますか。

A 例年、確定申告の時期を迎えますと、「掛金払込証明書」の紛失等による再発行の依頼が共済相談室に殺到し、電話が混み合いご迷惑をおかけしています。

中小機構への届出の住所（お届けの住所が変わった方のうち、平成19年10月中旬までに住所変更の届出をされた方）に変更がない場合は、プッシュホン電話による「定型書類の自動発送サービス」のご利用をお勧めします。届出住所に変更がある場合は、共済相談室へお申し出いただくとともに、住所変更届の提出をお願いします。

定型書類の自動発送サービス

ご利用時間 朝6:00～夜12:00（土・日・祝日もご利用できます。）

ご利用方法（音声に従い操作を行ってください）

- 1 プッシュホン電話でおかけください。 ☎ 042-567-3308
- 2 共済契約者番号(7桁)とCD(2桁)を押し、#を押す。 (例) 1234567 89 #
- 3 生年月日の月日を押し、#を押す。 (例) 4月1日生まれの場合 0401 #
- 4 共済契約者番号の確認 正⇒「0」、「#」を押す。 誤⇒「1」、「#」を押す。
- 5 依頼書類番号を押し、#を押す。 355 #
- 6 連絡先の電話番号を押し、#を押す。 (例) 0334337171 #
- 7 書類が届く 1週間程度で登録されている住所にお届けいたします。

中小機構からのお知らせ

小規模企業共済業務委託機関ご担当者の皆様へ

【小規模企業共済に係る誤払いについて】

今般、中小機構では、共済金支払いの内容に関し確認作業を実施したところ、平成16年4月1日の小規模企業共済制度の改訂の際に、コンピュータプログラムに入力した共済金額表の中に2ヶ所の入力ミスがありました。

このミスにより、平成16年4月からの支払い分の中で、一部の共済金受給者の方への過少払い及び過払いがありました。

中小機構では、過少払い及び過払いに該当する方に個別にご連絡を差し上げるとともに、過少払いの方へは追加支払のご案内状を送付して速やかに追加給付を実施し、過払いに該当する方にも返納のお願いをして是正に向けた対応をとらせていただきました。

なお、今回の事案につきましては、すでに過少払い又は過払いの原因となったプログラムの修正を行うとともに、全ての共済金額表に誤りがないことを確認しましたので、今後このような誤払いが発生することはありません。

「今回の共済金の過少払い及び過払いの対象となる共済金受給者は、次の条件に当てはまる方になります。「昭和58年2月以前に加入又は増額変更された方で、平成16年4月以降に共済金B*を受給された方の一部」

本件に関し、共済契約者等からのお問い合わせなど、委託機関の方々に大変ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。今後、このような事態が発生しないよう、役職員一丸となって努力してまいりますので、引き続きご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

※「共済金B」とは、会社役員が病気やけが、死亡により役員を退任したとき、老齢給付（満65歳以上で15年以上掛金を納付している）のときに共済金を請求したものをいいます。

【共済契約者の方々へのご指導のお願い】

今般、新聞各紙に「未払い」についての記事が掲載されましたが、委託機関の皆様には、ご契約者の方々に「共済金等の請求手続」、あるいは「契約事項の変更届出手続等」について、適時ご指導いただきますようお願い申し上げます。

支部メンバー紹介

【第3回】

四国支部

四国の自然景観は、日本列島の中でも際立つ観光資源といえます。4県共通なら四国霊場88カ所があり、愛媛・香川両県では瀬戸内の多島美が楽しめ、浦島太郎、桃太郎など伝説・民話との出会いがあり、菊池寛や「坊っちゃん」で知られる夏目漱石など文豪を思い起こさせるのも、この地ならではのこと。全島でいえば、古くは「二十四の瞳」から、最近の「機関車先生」「眉山」「世界の中心で、愛をさけぶ」「バルトの楽園」まで、映画のロケーション提供といったように、文化的な色合いの濃さを感じさせます。

経営セーフティ共済の4～8月期加入は、前年同期比33%増



栗山 明 支部長

支部の担当エリアは、四国4県の広域におよびます。その中で、小規模企業共済の対象者は約152,000件、経営セーフティ共済は約61,000社と、ともに全国で3%強の割合しかありません。支部の中小企業に対する支援メニューは多様ですが、栗山明支部長は共済制度の中でも、とくに経営セーフティ共済の加入促進を「19～20年度の重点課題」と位置づけています。4～8月期の加入実績は、「委託団体・金融機関への推進要請、さまざまな事業・イベントでのパンフレット配布による普及活動、共済普及相談員と現地駐在営業スタッフに担当地域を受け持たせるなどの体制整備によって、前年同期比33%増の実績を上げました」が、さらに今後は「産業集積度の高い愛媛県や香川県に重点を置いた形で普及を図る」意向です。

委託団体、金融機関など各機関の皆様方のご協力、ご支援をお願いいたします。

他業務と連携して加入促進

共済制度の加入促進に携わるスタッフは、花澤文雄・経営支援部長兼共済部長、武田和弘・共済普及課長のほか、善家泰彦、藤川利章、小西英昭の共済普及相談員、さらに現地駐在の瀬尾浄、斎藤義郎の共済推進専門員です。花澤部長は「支部の事業では、事業者、関係機関とさまざまな接点があります。共済だけでなく、他業務と連携した加入促進が必要」と話し、武田課長は「従来の委託先だけにとどまらず、例えば税理士の方々を対象に、加入促進の窓口を広げていきたい。また10月、11月の強調月間では、メディアミックスの活用を考えます」と意欲的です。



前列 左から花澤文雄、武田和弘、
後列 左から小西英昭、善家泰彦、藤川利章
の皆さん



瀬尾 浄



斎藤 義郎

中小企業基盤整備機構 四国支部

香川県高松市サンポート2-1 高松シンボルタワー タワー棟7F

TEL 087-823-1325 FAX 087-823-0711

中小機構の事業のごあんない



事業承継の円滑化を支援

近年、中小企業経営者の高齢化が進展する中、中小企業の後継者難、事業承継が大きな課題となっています。そこで中小企業の事業承継がスムーズにできるよう、税制、法律面などを含め総合的に検討する機関として、05年10月に中小企業庁をはじめ、土業団体、中小企業関係団体などにより「事業承継協議会」が設けられ（中小機構が事務局）、これまで「事業承継ガイドライン」の策定など、さまざまな検討報告を公表しています。

中小機構では、これらを踏まえ円滑な事業承継を行うために必要ないくつかの支援をしています。普及活動の一環として、昨年度は12ヵ所でシンポジウム・セミナーを開催しましたが、今年度もさる10月に東京ファッションタウンビルで開催した「事業承継シンポジウム2007」を皮切りに、各支部でもシンポジウムを開催する予定です。また今年6月、中小機構内に事業承継コーディネーターを設け（各支部に1名）、商工会議所・商工会や各土業団体、金融機関などと連携して、相談者からの税制や法律などに関するさまざまな問題を解決するための実務家による「事業承継支援ネットワーク」づくりをしています。

加えて、事業承継に関わる実務家の育成や、実務家としての知識をさらに高めていただく意味で、税理士、中小企業診断士、弁護士、公認会計士、金融機関職員などを対象に「事業承継関連実務家研修」を実施しています。昨年1月に中小企業大学校東京校がパイロット研修として実施し、大変高い関心が示されました。07年度は、それをモデルに中小機構各支部・大学校の共同企画研修として全国的に展開しています。研修内容は、共通科目の「事業承継の現状とガイドライン」「関連相続法」「関連会社法」を弁護士が、「税務」を税理士が、また「事例研究等（各支部の独自企画）」を、各支部事業承継コーディネーター等がそれぞれ担当しています。いずれも無料で受講できます。

これからの研修日程

中部支部（名古屋）	1月17日
近畿支部（大阪）	2月 1日
本部（東京・虎ノ門）	2月 6日
北海道支部（札幌）	2月20日
東北支部（仙台）	2月25日

事業承継関連実務家研修の内容

共通科目	事業承継の現状とガイドライン（事業承継の現状と対策の必要性、事業承継ガイドラインの概要）
	相続法（民法上の制約（遺留分・特別受益）、公証証書遺言作成のポイント）
	会社法（株式の分散がもたらす弊害、種類株式の活用、相続人に対する売渡請求など）
	税務（資産税務総論、事業承継税制（相続税、小規模宅地評価、物納など）、非上場株式評価）
各支部の独自企画	事例研究と計画書作成上の指導ポイント（事業承継事例（親族内承継・従業員承継・M&A承継の例）、事業承継計画の策定事例紹介）

平成19年度都道府県別加入実績 (19年9月末現在)

都道府県名	小規模企業共済			経営セーフティ共済 (中小企業倒産防止共済)		
	加入目標件数 (A)	4~9月加入実績 (B)	目標達成率 B/A (%)	加入目標件数 (C)	4~9月加入実績 (D)	目標達成率 D/C (%)
北海道	2,710	1,085	40.0	620	212	34.2
小計 (北海道支部管内)	2,710	1,085	40.0	620	212	34.2
青森	640	199	31.1	160	34	21.3
岩手	610	240	39.3	120	37	30.8
宮城	1,280	602	47.0	250	86	34.4
秋田	560	208	37.1	110	21	19.1
山形	920	319	34.7	190	82	43.2
福島	1,060	403	38.0	250	81	32.4
小計 (東北支部管内)	5,070	1,971	38.9	1,080	341	31.6
茨城	1,300	594	45.7	410	101	24.6
栃木	1,370	676	49.3	350	137	39.1
群馬	1,880	660	35.1	600	91	15.2
埼玉	4,080	1,799	44.1	1,120	381	34.0
千葉	3,280	1,584	48.3	760	195	25.7
東京都	12,870	5,517	42.9	3,530	1,119	31.7
神奈川県	6,770	3,083	45.5	790	314	39.7
新潟	1,670	648	38.8	460	122	26.5
山梨	630	226	35.9	150	31	20.7
長野	1,470	588	40.0	290	86	29.7
静岡県	3,660	1,562	42.7	530	435	82.1
小計 (関東支部管内)	38,980	16,937	43.5	8,990	3,012	33.5
富山	900	376	41.8	200	81	40.5
石川	990	417	42.1	210	106	50.5
福井	550	206	37.5	140	39	27.9
小計 (北陸支部管内)	2,440	999	40.9	550	226	41.1
愛知県	7,520	3,470	46.1	1,010	522	51.7
三重	1,530	574	37.5	200	67	33.5
岐阜	1,890	796	42.1	410	134	32.7
小計 (中部支部管内)	10,940	4,840	44.2	1,620	723	44.6
滋賀	1,010	514	50.9	230	75	32.6
京都	2,010	888	44.2	440	107	24.3
大阪	6,360	2,702	42.5	1,930	835	43.3
兵庫県	4,120	1,900	46.1	870	295	33.9
奈良	1,040	396	38.1	140	45	32.1
和歌山	640	269	42.0	250	38	15.2
小計 (近畿支部管内)	15,180	6,669	43.9	3,860	1,395	36.1
鳥取	450	142	31.6	70	24	34.3
島根	540	184	34.1	80	24	30.0
岡山	1,520	592	38.9	340	175	51.5
広島	2,940	1,243	42.3	520	221	42.5
山口	1,170	658	56.2	170	68	40.0
小計 (中国支部管内)	6,620	2,819	42.6	1,180	512	43.4
徳島	580	258	44.5	90	36	40.0
香川	750	290	38.7	160	68	42.5
愛媛	1,070	528	49.3	170	81	47.6
高知	460	161	35.0	70	16	22.9
小計 (四国支部管内)	2,860	1,237	43.3	490	201	41.0
福岡	3,630	1,549	42.7	610	207	33.9
佐賀	490	213	43.5	90	21	23.3
長崎	880	381	43.3	170	69	40.6
熊本	1,480	577	39.0	200	80	40.0
大分	670	335	50.0	120	43	35.8
宮崎	780	372	47.7	110	42	38.2
鹿児島	1,350	477	35.3	170	40	23.5
沖縄	920	359	39.0	140	50	35.7
小計 (九州支部管内)	10,200	4,263	41.8	1,610	552	34.3
合計	95,000	40,820	43.0	20,000	7,174	35.9

監修

独立行政法人
中小企業基盤整備機構

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1
TEL 050-5541-7171 (共済相談室)
http://www.smrj.go.jp/

編集人
発行所

伊藤 恒雄
財団法人 企業共済協会
〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-1-10
TEL 03 (3459) 4878 FAX 03 (3459) 4839

隔月25日発行

